

トレ同三辨別記費書ノ通り解雇手當三十五日分及未払賃金六日
 六分ヲ支払フコトトレ一應解決シタリ
 右及申(通)報候也

別記

覽書

今般昭和蓄音器株式會社工場閉鎖ニ伴フ労働爭議ハ
 本日龍野川警察署ノ斡旋ニ依リ左記條項ヲ以テ田舎解決
 セリ 依而覽書ヲ作製シ當事者各一通宛所持スルモノ
 ナリ

記

- 一 従業員ハ工場閉鎖ヲ認ムルコト
- 一 退職手當トシテ定給ノ参考日分トシ賃金六分ヲ支給
 スルコト(職工考査人名事務員多名)
- 一 見舞トシテ金一封ヲ贈ルコト(内容金壹百圓)
- 一 前渡金貳百拾九圓四拾四錢ハ差引キテ(職工五九名)
- 一 前借金ハ松田貳拾錢ヲ差引キテ(町田村松田實村鐵田系)
- 一 左記ノ者ハ本件ヨリ除クモノトス